

### 3 大石美雪議員

- 1 活断層否定の北電泊原発立地論拠の火山灰地層が見つからない問題及び製品データの改ざんについて
- 2 岩内町のむし歯予防のためのフッ化物洗口について
- 3 岩内町税条例と岩内町国民健康保険税条例の一部改正案について
- 4 岩内港の港湾地区の分区における構築物と財産の処分について



#### 1 活断層否定の北電泊原発立地論拠の火山灰地層が見つからない問題及び製品データの改ざんについて

日本共産党議員団を代表して、一般質問を行います。

北電泊発電所の新規制基準適合性に係る審査会合がひらかれ、敷地内の断層が活断層か議論が続いている。

規制委員会は12万年から13万年前以降に活動した断層を活断層と定義し、今後の活動で想定される地震の揺れを検討するよう北電に求めている。特に発電所敷地内の断層は、原発設備への影響が大きく、再稼働の評価をするうえで重要な判断材料となっていた。

北電は原発敷地内に11カ所の断層があり、このうち最後に活動が起きた1、2号機に近いF-1断層について、断層が活動した時期は30万年前よりも以前と主張し、1、2号機の建設時の調査で砂利層の上部に堆積している火山灰の年代が20万年前のものだったことを活断層ではないと論拠にしてきた。

北電が一貫して主張してきた論拠は、岩内町としても同じ認識か。

しかし、審査会合に提出された資料、地盤に関するコメント回答、段丘堆積物の堆積年代に関する検討状況の中で原発敷地内F-1断層近傍含め6カ所を開削し露頭観察を行ったがいずれの箇所からも活断層ではないとする火山灰シルト層や明瞭な火山灰を含む地層は認められなかった。

規制委員会委員が出るものが出てこないことに非常に違和感を感じる。活断層でないとする御社の主張は重要なエビデンスが無く説明できない。これまでの説明の基準地震動説明に支障が出るのではないかと指摘している。

町は北電が活断層ではないとする追加調査でも火山灰シルト層や明瞭な火山灰を含む地層を見つけることができなかったことをどのように受け止めているのか。

規制委員会委員より敷地内診査は地盤関係では最も重要な事項。年代を確認するために説得力のある根拠を示していただく必要があると指摘され第531回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合がおこなわれた。

年代を表明できない北電は敷地内の火山灰に代わるニセコ老古美テフラを火山灰年代のデータとしたが、規制委員からニセコ老古美テフラは火山灰ではない。火砕流堆積物でありテフラ層と名前をつけられるものではない。作業の途中ですからあまり先走らない様にとまた、敷地内の11本の断層のうち1、2号機の主要施設の直下にF-4断層が分布している。活動性評価を否定できないと3条対象なので立地不適となると指摘され北電も同じ認識だと答えている。

世界で最も厳しいと言っている新規制基準に照らし、3条、4条の規制対象となれば1、2号機は廃炉、3号機は設計変更、新たな耐震性の強化を求められると思うが町の認識は。

規制委員会との審査で北電は地震動を550ガルから620ガルへ引き上げ基準地震動に関しては概ね良としていた、審査内容の確認のための敷地内現地調査を2016年7月に実施し、説明と若干一致しない状況から新たな調査が必要で現在に至っている。

また、積丹半島は広域的隆起でゆっくり上昇したという北電の主張に対し、規制委員会では積丹半島の隆起は地震性の隆起が否定できない。沖合に活断層を仮定して地震動を算出していただくと求めている。

科学者の指摘や粘り強い地域住民の運動が事実を明らかにし、北電や規制委を動かす力になっているが、指摘されても主張を変えず、強く指示されてようやく行動をする。

不信を抱く行為など事業者としての資質に欠けると思われないのか。

町としてはこうした再稼働に向かう北電の姿勢をどのように見ているのか。

泊原発全3基が停止した2012年度から5年間の総支出は約3,826億円、地震の活動性が否定できないとされた場合、想定される最大の地震の揺れが大幅に大きくなり、大規模な対策工事などが必要になる。維持費は電気料金として一般家庭や企業が負担することになる。泊原発が動かなくても道内の電気は十分足りていると電力広域的運営推進機関も見通しを示している。

再稼働に資材を投入するのではなく原発をやめ、安全安心な再生可能エネルギーに切り替える道を選択するよう町として北電に申し入れるべきではないのか。

神戸製鋼所の製品のデータ改ざんで大飯・玄海原発の再稼働が延期された。新規制基準に適合するために設けた新たな設備に神戸製鋼のアルミ板・鋼管が使われている。

規制委員会が電力各社に聞き取りし、泊原発でも町への報告は、3号機で冷却器・圧力容器・配管など建設時のデータで調査し主要な部材では安全性に問題はないとした。

神戸製鋼が自主点検の対象としたのは過去1年間に出荷した製品にとどまる。

泊原発でのデータ調査はこれで終結するのか。1、2号機も含め過去にさかのぼって建設時のものを調べる必要があると思うが、町は確認を求めないのか。

神戸製鋼グループの原子力技術と製品パンフレットでは製鋼が作成している部品でジルカロイ燃料被覆管、燃料集合体チャンネル、蒸気発生器用コニカルパーツ、格納容器に使用する高級鋼板、原子炉機器用材料・制御棒駆動用ステンレス鋼管、蒸気タービンブレード材などこうした部材は泊原発で使用されていると記載されている。

データ改ざん製品が泊原発で利用していないのか町として聞くべきではないのか。

また、確認は何時するのか、予定はあるのかなど当然町として知る必要がある

と考えるがいかがですか。

町は、原発に使われている神戸製鋼所の製品が日本品質保証機構基準に遵守されているか検証を求めるべきと思うがどのように考えているのか。

日本国内のほとんどの原子力プラントに納入した実績があるという冷却水循環ポンプや各種金属の溶接に使われる溶接材料。国内で使用済み燃料輸送向けのB型輸送容器などデータ改ざん製品ではないか、町は北電に報告を求める必要があると思うがいかがか。

製鋼は余寿命診断や材料評価も事業として行い保守点検を行って養った技術で压力容器や配管の余寿命を診断、各種部材の損傷度合いを定量的に予測などサポートするとある。泊原発での余寿命診断や材料評価などはどのような体制で行っているのか、また、神戸製鋼が余寿命診断や材料評価に携わっているのかなど住民の不安に応えるべく町として北電に報告を求め住民に伝えるべきです。町の考えは。

製品データの改ざんで不正を行った製品の供給先は500社といわれている。

徹底した調査と報告を求め、原子力発電所の安心・安全を確保するよう町長は、北電に申し入れる必要があるのではないのか。

## 【答 弁】

### 町 長：

1 項めは、北電が一貫して主張してきた泊発電所敷地内の活断層を否定する論拠は、岩内町としても同じ認識かと、2 項めの、町は、北電が活断層ではないとする追加調査でも、火山灰シルト層や明瞭な火山灰を含む地層を見つけることができなかつたことをどのように受け止めているのか、については関連がありますのであわせてお答えいたします。

ご質問にあります泊発電所敷地内の活断層を否定する論拠や調査の結果につきましては、科学的、技術的な観点から、新規制基準適合性に係る審査において議論されているものであり、町として、コメントする立場にないものと認識しております。

3 項めは、新規制基準に照らし、3 条、4 条の規制対象となれば、1、2 号機は廃炉、3 号機は設計変更、新たな耐震性の強化を求められると思うが、町の認識は、についてであります。

新規制基準適合性に係る審査の中での指摘等については、事業者として、真摯に対応していただきたいと考えております。

4 項めは、不信を抱く行為など事業者としての資質に欠けると思わないのか、町としては、こうした再稼働に向かう北電の姿勢をどのように見ているのか、についてであります。

北海道電力株式会社におきましては、新規制基準適合性に係る審査での指摘を始め、安全性に関する様々な声を真摯に受け止め、更なる安全性の向上に努めていただきたいと考えております。

5 項めは、再稼働に資材を投入するのではなく原発をやめ安全安心な再生可能エネルギーに切り替える道を選択するよう町として北電に申し入れるべきではないのか、についてであります。

泊発電所の再稼働や再生可能エネルギーへの切替については、我が国におけるエネルギー政策上の位置づけなども踏まえながら、国及び電力事業者において判断すべきものと考えております。

6 項めの、泊原発でのデータ調査はこれで終結するのか、1、2 号機も含め過去にさかのぼって建設時のものを調べる必要があると思うが、町は確認を求めないのかと、7 項めの、データ改ざん製品が泊原発で利用していないのか、町として聞くべきではないのか、また、確認は何時するのか、予定はあるのかなど、当然町として知る必要があると考えるがいかがか、については関連がありますのであわせてお答えいたします。

今回の調査は、安全上重要な部位における使用状況を調査し、主要部位以外についても確認を進めており、不正が行われた製品の使用については、現在まで、確認されていないとのことでありますが、国からの追加調査等を求められた場合には、適切に対応していただきたいと考えております。

8 項めの、町は原発に使われている神戸製鋼所の製品が日本品質保証機構基準に遵守されているか検証を求めるべきと思うがどのように考えているのかと、9 項めの、日本国内のほとんどの原子力プラントに納入した実績があるという冷却水循環ポンプや溶接材料、B 型輸送容器などデータ改ざん製品ではないか、町は北電に報告を求める必要があると思うがいかがか、については関連がありますのであわせてお答えいたします。

原子力発電所で使用されている製品については、基本的には日本工業規格に準

抛した製品を使用しているとのことであり、また、溶接材については、神戸製鋼所の製品を使用していることを確認しているが、不正が行われていない工場で製造されているものであるとのことであり、検証や報告を求める予定はありません。

10項めの、住民の不安に応えるべく町として北電に報告を求め、住民に伝えるべきだが町の考えはと、11項めの、徹底した調査と報告を求め、原子力発電所の安心・安全を確保するよう町長は、北電に申し入れる必要があるのではないのか、については関連がありますのであわせてお答えいたします。

原子力発電所については、安全・安心の確保が最優先事項と考えており、原子力規制委員会からの指摘等については、事業者として真摯に対応するとともに、調査状況の進捗などの報告と情報公開に努めるよう、北海道電力株式会社に引き続き、強く求めてまいりたいと考えております。

## < 再質問 >

1つ目、活断層を否定する論拠について、町はコメントする立場にはないと認識されていると答弁をしていますが、町へは信頼を寄せる規制委員会の指摘などを踏まえ、対外的にも明らかになりつつあることを聞いているのに、コメントする立場にないとは、住民の立場に立って答弁をしているのか疑われます。この認識は、原発を考えるうえでとても大切なもので、再度答弁を求めます。

2つ目、再稼働や再生可能エネルギーへの切りかえは、国、電力事業者において判断すべきとのことですが、町としての判断をいつどこでするのか。

3つ目、神戸製鋼所の製品を使用していると認識しているが不正はないとしています。日本工業規格に準拠した製品を使ってるので、検証や報告を求める予定はありません、は、住民の安心安全の確保が最優先事項と考えているならば、製鋼所のデータ改造でISOやJISの取り消しや一時停止処分は受けないはずで。町はしっかり北電へ聞くべきではないですか。

**【答 弁】**

**町 長：**

1 項めは、活断層を否定する論拠に係る町の認識についてであります。北電が一貫して主張してきた泊発電所敷地内の活断層を否定する論拠につきましては、科学的、技術的な観点から、新規制基準適合性に係る審査について議論されているものであることから、町として論拠をコメントする立場にはないものと認識しております。

2 項めは、泊発電所の再稼働や再生可能エネルギーへの切り替えに係る町としての判断をいつ、どこでするのか、についてであります。

泊発電所の再稼働や再生可能エネルギーへの切替については、我が国におけるエネルギー政策上の位置づけなども踏まえながら、国及び電力事業者において判断すべきものであり、町として判断すべきものではないと認識しております。

3 項めは、神戸製鋼所のデータ改ざん製品の使用について町はしっかりと北電に聞くべきではないか、についてであります。

原子力発電所で使用されている製品については、規制委員会からの指示により調査が行われ、一部の製品において、神戸製鋼所の製品を使用していることを確認しているが、不正が行われていない工場で製造されているものであるとのことであり、検証や報告を求める予定はありません。

## < 再々質問 >

1つ目、余寿命診断や材料評価などについて、答弁が漏れていますが、神戸製鋼が携わっているのですか。

2つ目、経産省の指示を受け、民間のJIS認証機関が神戸製鋼グループの全20工場の事業所を調査しています。12月8日で2工場、3件がJISの取り消し。一時停止は2工場、4件です。ISO認証で、現在まで一時停止が1社、取り消しが1社です。神戸製鋼グループの信頼性は低下しています。検証や報告を求める予定は町になくても、住民へ伝えるためには北電に使われている部材が安全か聞く必要があるのではないですか。

**【答 弁】**

**町 長：**

神戸製鋼所のデータ改ざん製品の検証や報告を求める予定は町になくても、住民へ伝えるためには北電に使われている部材が安全か聞く必要があるのではないかと、についてであります。

泊原子力発電所で使用されている製品については、原子力規制委員会からの指示により調査が行われており、町としては、検証や報告を求める予定はありません。

## 2 岩内町のむし歯予防のためのフッ化物洗口について

北海道は歯・口腔の健康づくり8020推進条例を制定して、学校などでの普及を推進し、岩内町では、ここ数年前よりむし歯予防のためにフッ化物洗口を小学校と保育所で実施しています。

小学校2校について。

対象学年は。

実施方法と主な担当者は。

フッ化物洗口に使用する薬剤とそのフッ化物濃度は。

ここ数年間の東小学校と西小学校の希望者数の推移は。

東小学校と西小学校で、ここ数年間の費用とその効果は。

3 保育所について。

対象年齢とその理由は。

実施方法と主な担当者は。

フッ化物洗口に使用する薬剤とそのフッ化物濃度は。

3 保育所とも希望者数が100%に近い理由は。

3 保育所でのここ数年間での費用とその効果は。

むし歯は急性感染症ではなく、フッ素入り歯磨き剤が普及している現状において、就学前にフッ素塗布も実施しているなかで、集団で行うフッ化物洗口の必要性はどこにありますか。

日本薬剤師会は、フッ化ナトリウム試薬をフッ化物洗口用に調剤しないよう通達を出しています。

岩内町が試薬を使っている理由と今後の対応について。

また、試薬と医薬品の違いは。

試薬を誤って飲み込んだり、目に飛び込んだなどの事例とその時の対処法は。

下水道が完備している施設では、フッ素水質基準は0.8mg/lであり、高濃度の排水を反復継続的に排出することは、環境汚染につながるのではありませんか。

## 【答 弁】

### 町 長：

6 項めは、保育所におけるフッ化物洗口の対象年齢とその理由は、についてであります。

むし歯になるリスクは、歯が生えてから数年間が高いとされており、幼少期にフッ化物洗口を実施して得られた効果は、大人になってからも持続されます。

このため、フッ化物洗口は、上手にうがいができるようになる満4歳頃から、第二大臼歯の萌出完了期である14歳頃まで継続することが推奨されていることから、本町の保育所では、4歳、5歳児を対象として行っております。

7 項めは、フッ化物洗口の実施方法と主な担当者は、についてであります。

フッ化物洗口につきましては、毎年4月から5月にかけて、町から保護者に対して希望調査を実施し、同意が得られたお子さんに対して、真水によるうがいの練習を行い、飲み込まずに吐き出しができるようになったことを確認できた段階で、6月から7月頃になりますが、週5日、昼食後の歯磨き後に、フッ化物でのうがいを開始しております。

フッ化物洗口液は、あらかじめ町内の薬局において調合した液を、月曜日に5日分まとめて保育所に運び、使用しております。

実施方法としましては、クラス担任が、対象となる児童が持参したコップに洗口液を入れ、流し台の前で30秒間のうがいを行った後、吐きださせており、主な担当者は、4歳、5歳児のクラス担任となっております。

8 項めは、フッ化物洗口に使用する薬剤とそのフッ化物濃度は、についてであります。

フッ化物洗口に使用する薬剤は、フッ化ナトリウム試薬を使用し、フッ化物濃度は225ppmとなっております。

9 項めは、3保育所とも希望者数が100%に近い理由は、についてであります。

フッ化物洗口の実施に際しては、4歳、5歳児の保護者に対して、町からの説明書を配布し、希望者のみを対象としていることから、保護者のむし歯予防や健康な歯の形成などへの関心が高いことが、希望者率が高い理由であると捉えております。

10 項めは、3保育所でのここ数年間での費用とその効果は、についてであります。

費用につきましては、平成25年の開始当初は、使用薬剤の他、洗口液の保管用冷蔵庫、洗口液用のボトル等の購入を含め、7万6千円となっており、平成26年以降は、ボトルの買い換え等の経費を含め、2万1千円から2万7千円程度となっております。

効果につきましては、フッ化物は歯の質を強化する作用があり、最初の永久歯が生えてくる4歳、5歳頃から継続してフッ化物洗口を実施することで、永久歯のむし歯を減らせることが、先行町村での取り組みで実証されているところであります。

11 項めは、集団で行うフッ化物洗口の必要性はどこにあるのか、についてであります。

むし歯予防のためには、フッ化物洗口とフッ化物配合歯磨剤の併用が推奨されており、各家庭において実施している歯磨きや、町及び医療機関等で実施しているフッ素塗布に加えて、家庭環境や家庭での手間などによる継続した実施の困難

性を回避するため、集団でのフッ化物洗口を行うことにより、一層の高い効果が期待できると考えております。

1 2 項めは、岩内町が試薬を使っている理由と今後の対応について、また、試薬と医薬品の違いは、についてであります。

フッ化物洗口に使用する薬剤には、フッ化ナトリウム試薬とミラノール、オラブリスという市販薬がありますが、無臭であることや、後志総合振興局、後志歯科医師会等の意見を参考に、フッ化ナトリウム試薬を選択したところであります。

また、本町におけるフッ化物洗口につきましては、北海道、北海道教育委員会、北海道歯科医師会、北海道歯科衛生士会の連名で発行している北海道フッ化物洗口ガイドブックに基づき実施しており、歯科医師の指示に基づき、薬剤師が計量した洗口液を用いていることから、安全性は確保されているものと認識しており、今後もフッ化ナトリウム試薬を使用することとしております。

また、試薬と医薬品の違いにつきましては、試薬は化学薬品であり、医薬品は、厚生労働省が薬事法に基づき認可した薬品と認識しております。

1 3 項めは、試薬を誤って飲み込んだり、目に飛び込んだなどの事例とその時の対処法は、についてであります。

フッ化物洗口が始まってから、誤飲等の事例は報告されておりませんが、仮に誤飲等があった場合は、事例に応じて、保護者への説明、担当医への相談、担当部署への報告等の対応をすることとしております。

1 4 項めは、下水道が完備している施設では、フッ素水質基準は0.8 mg / l、0.8 ppmであり、高濃度の排液を反復継続的に排出することは、環境汚染になるのではありませんか、についてであります。

フッ化物洗口の実施に際し、洗口実施後に児童が吐きだした洗口液をそのまま排水口へ流しても、給食や掃除などで使用する大量の水で希釈されることにより、施設から排出される下水中のフッ化物濃度が著しく高くなることは考えられておらず、最高でも0.2 ppm程度とされていることから、環境汚染の心配はないと認識しております。

## 【答 弁】

### 教育長：

1 項めは、対象学年についてであります。

フッ化物洗口の対象学年につきましては、小学校1年生から6年生までの全学年を対象としております。

2 項めは、実施方法と主な担当者についてであります。

フッ化物洗口につきましては、毎年4月に教育委員会から保護者に対して、希望調査を実施。

その後、新たに希望する児童に対しては、真水でうがいの練習を行い、飲み込まずに吐き出しができることを確認のうえ、5月から毎週1回、あらかじめ町内の薬局において、薬剤師が劇薬指定除外の濃度に希釈した洗口液を学校に運び、その洗口液を使用して、フッ化物洗口を、実施しているところであります。

学校での実施方法といたしましては、両校とも、養護教諭が各クラスにおいて、洗口液を紙コップに入れ、児童に配り、自席で30秒から1分間のうがいを行った後、使用後の洗口液をもとの紙コップに戻し、ティッシュで口を拭いた後、そのティッシュを紙コップに入れ、養護教諭がその紙コップなどを回収し、廃棄しているところであり、フッ化物洗口における主な担当者としていたしましては、学級担任と養護教諭となっております。

3 項めは、フッ化物洗口に使用する薬剤と、そのフッ化物濃度についてであります。

フッ化物洗口に使用する薬剤につきましては、フッ化ナトリウム試薬を使用し、フッ化物濃度は、900ppmとなっております。

4 項めは、ここ数年間の東小学校と西小学校の、希望者数の推移についてであります。

ここ数年間の東小学校と西小学校の、希望者数の推移といたしましては、平成27年度では、東小学校286名の内、222名、全児童数の約77.6パーセント、西小学校259名の内、164名、全児童数の約63.3パーセント、平成28年度では、東小学校270名の内、221名、全児童数の約81.9パーセント、西小学校245名の内、157名、全児童数の約64.1パーセント、平成29年11月末現在では、東小学校299名の内、252名、全児童数の約84.3パーセント、西小学校237名の内、150名、全児童数の約63.3パーセントとなっております。

5 項めは、東小学校と西小学校で、ここ数年間の費用とその効果についてであります。

東小学校と西小学校のフッ化物洗口に関するここ数年間の費用といたしましては、平成27年度では、東小学校では26万6,374円、西小学校では17万8,914円、総額で44万5,288円、平成28年度では、東小学校では14万7,555円、西小学校では11万6,859円、総額で26万4,414円、平成29年11月末現在では、東小学校では10万6,259円、西小学校では6万5,386円、総額で17万1,645円となっております。

次に、フッ化物洗口における効果についてであります。フッ化物洗口につきましては、本町においては、実施期間が約3年と短いこと、希望者だけに実施する事業であることに加え、フッ化物による歯質の強化のほか虫歯予防につきましては、甘味の適正な摂取、家庭で歯垢を除去するための歯磨きによって、大きく影響を受けることから、個々の児童に対して、フッ化物洗口における虫歯予防の

効果を把握することは、困難であります。

しかしながら、フッ化物洗口を実施している、先行町村においては、むし歯予防に効果が示されていること、北海道や北海道教育委員会などが、歯・口腔の健康づくりの推進を図るため、フッ化物洗口を推進していることから、教育委員会といたしましては、今後も、フッ化物洗口による虫歯予防を、実施してまいりたいと考えております。

## < 再 質 問 >

1つ、岩内町では、フッ化物洗口に今後もフッ化ナトリウム試薬を使用することとしていますが、医薬品がある以上は試薬ではなく、厚生労働省が薬事法に基づき認可した薬品を使うべきではないですか。そして、少し高額にはなりますが、平成30年度の予算に向けて措置すべきではありませんか。

また、洗口液でのアレルギーによる反応もあるので、病院をあらかじめ決めておくべきではありませんか。

**【答 弁】**

**町 長：**

フッ化ナトリウム試薬については、北海道フッ化物洗口ガイドブックに基づき、歯科医師の指示のもと、薬剤師が計量・分包するのであれば、問題はないとされていることから、安全性は確保されているものと認識しております。

したがって、平成30年度においても、フッ化ナトリウム試薬を使用することとし、これに係る必要な予算を措置してまいりたいと考えております。

## < 再々質問 >

岩内町の虫歯予防のためのフッ化物洗口について、日本薬剤師会は医薬品がある以上は試薬ではなく医薬品を使うべきとの見解を持っていますが、薬剤師が計量、分包するのであれば問題はないとするのは間違いではありませんか。

**【答 弁】**

**町 長：**

フッ化ナトリウム試薬については、北海道フッ化物洗口ガイドブックに基づき、歯科医師の指示のもと、薬剤師が計量・分包するのであれば、問題はないとされていることから、安全性は確保されているものと認識しております。

### 3 岩内町税条例と岩内町国民健康保険税条例の一部改正案について

今回の改正案は、個人の町民税と固定資産税と都市計画税はともに納期を4期とし、11月30日までや、12月30日までとしている。

国民健康保険税については、納期を7期として、7期目は12月30日までとしている。それぞれの最終納期を11月、または12月として平成31年4月1日からの施行としています。

過去5年間の4税の収納率の変化とその特徴は。

過去5年間の4税の滞納について

所得階層と滞納世帯の分布とその相関は。

所得以外のことでの滞納の原因は、どのようなことがありますか。

町は、税条例の改正理由として滞納整理期間を長くするためとしていますが、滞納整理期間を長くすることによって、どの程度の収納率を高められると考えられますか。

滞納整理期間を年度末に集中させない方法もあるのではないですか。

国民健康保険制度は道単位となり、当面は緩やかな税負担で抑えられてはいても、10期を7期とすれば当然月々の税負担は重くのしかかります。

収納率を高めるために滞納整理期間を増やすことで、月々の税負担が重くなり滞納への引き金になるのではないか。

高く払えない国民健康保険税は、月々の負担額を増額しない方法で収納率を高めるべきではないですか。

年金暮らしの世帯が増加傾向にある中、1期目の税額が大きく払いづらいので、月々同じような額にして収納率を高めることはできないか。

税金の収納率を高めるとしている滞納整理期間は、滞納されている世帯の方々の話を聞く機会なので、敵対することなく公僕としての立場を忘れず、今ある減免制度などを知らせ、良き相談相手となることを心がけて取り組んでいますか。

## 【答 弁】

### 町 長：

1 項めは、過去5年間の4税の収納率の変化とその特徴について、であります。

過去5年間の4税目の現年分収納率については、個人住民税については、平成24年度は95.9%、平成25年度は95.9%、平成26年度は96.2%、平成27年度は96.4%、平成28年度は97.3%、固定資産税については、平成24年度は96.6%、平成25年度は96.8%、平成26年度は96.8%、平成27年度は97.0%、平成28年度は97.1%、都市計画税については、平成24年度は96.5%、平成25年度は96.7%、平成26年度は96.7%、平成27年度は96.9%、平成28年度は97.1%、国民健康保険税については、平成24年度は85.9%、平成25年度は87.2%、平成26年度は89.7%、平成27年度は89.7%、平成28年度は89.7%であり、いずれの税目においても、その収納率は緩やかではありますが、増加傾向にあります。

2 項めは、過去5年間の4税の滞納について、その所得階層と滞納世帯の分布とその相関について、であります。

滞納者の各種データ分析については、作業が膨大となることから、毎年度実施されてきておりませんが、平成28年度に、前年度の課税・納税データによる滞納者状況分析を独自調査したことから、その結果を基に、お答えいたします。

平成27年度分滞納者における所得階層別件数割合を調査した結果、所得階層100万円未満が、滞納者全体の38.4%、所得階層100万円以上200万円未満が34.2%、所得階層200万円以上300万円未満が22.7%を占めており、これらを合わせると、滞納者全体の約95%が所得階層300万円未満でありました。

また、岩内町における納税義務者の所得階層を調査した結果、個人住民税普通徴収者では、最も割合が高いのは所得階層100万円以上200万円未満で38.4%、固定資産税および都市計画税では、最も割合が高いのは所得階層100万円未満で44.8%、国民健康保険税では、最も割合が高いのは所得階層100万円未満で67.1%を占め、各税目においても、約80%から95%が所得階層300万円未満であったことから、納税義務者の最も多い所得階層と、滞納者が発生してしまう所得階層が同じである傾向が見られたものであります。

3 項めは、所得以外のことでの滞納の原因はどのようなことがあるか、についてであります。

先ほどもご説明したとおり、所得階層300万円未満において滞納者が発生している傾向ではありますが、所得以外の要因としては、交際費や生命保険、住宅ローンの支払いを優先したことから納税できなくなったなど、納税意識の低さがその1つとして考えられるところであります。

4 項めは、滞納整理期間を長くすることによって、どの程度の収納率を高められると考えられるか、についてであります。

現在の10期納期においては、最終納期が3月で、会計の年度末と重なり、滞納整理の期間が非常に少ない状況ではありますが、この度の改正により、滞納整理期間を設けることができ、納税者へ働きかけを行う機会が多く生まれることから、それが納税に繋がっていくものと考えております。

よって、その効果が、すぐに収納率に現れるかどうかは不透明ではありますが、中長期的には、収納率の向上として効果が現れてくるものと考えております。

5項めは、滞納整理期間を年度末に集中させない方法もあるのではないかと、についてであります。

滞納整理は、賦課した税額が納期限内に納められなかった場合に行うものであり、納期毎に行う督促や催告などの個別の働きかけを行ったうえで、なお未納のある納税者に対しては、さらなる納税の働きかけをする時間が必要となります。

そのため、最終納期限後に滞納整理期間として年度末まで連続で設けることが、一般的かつ効率的であると、考えたものであります。

6項めは、収納率を高めるために滞納整理期間を増やすことで、月々の税負担が重くなり滞納への引き金になるのではないかと、についてであります。

この度の納期改正で、現在の納期数が少なくなることから、1期あたりの納付額は当然増えることとなりますが、滞納整理期間を新たに設けることで、その対応は可能となります。

また、条例施行日を平成31年度としており、納税者へは、計画的な納税が出来るように、納期数の変更の周知を十分に図るよう努めて参ります。

加えて、納付が困難な納税者に対しては、個別に納税相談を行い、法の規定に基づく分納の対応を行うなど、新たな滞納者を生み出さないよう、きめ細やかに対応していくこととしております。

7項めは、高くて払えない国民健康保険税は、月々の負担額を増額しない方法で収納率を高めるべきではないかと、についてであります。

国民健康保険税の納期については、国民健康保険の安定的な運営を行うために、収納率を高め、安定的な財源の確保と負担の公正性や公平性を維持すること、また、来年4月からの新たな国民健康保険制度である都道府県単位化に対応するため、検討を進めてきたところであります。

この検討において、一定の滞納整理期間を確保すること、また、国民健康保険の都道府県単位化に伴い、8月から1月までの6ヶ月間に、岩内町が北海道に納める納付金の9割を確保し支払うこととなり、これまでの3月を最終納期とした10期の納期では、納付する資金を確保することが困難となり、そうした場合、一時的に銀行等から資金を調達し、銀行の利息分については、被保険者が支払う国民健康保険税で賄うこととなり、被保険者の負担が増すこととなることから、今回、国民健康保険税の納期を、10期から7期へと改正することが望ましいと判断したところであります。

8項めは、年金暮らしの世帯が増加傾向にあるなか、1期目の税額が大きく払いづらいので、月々同じような額にして収納率を高めることはできないかと、についてであります。

各納期の税額の算定においては、地方税法の規定により、年税額を納期限毎に分割した金額の千円未満の端数について、全て1期目に合算するものとされていることから、1期目の税額が2期目以降と比較し大きくなっているものであります。

なお、この場合においても、6項めでご答弁申し上げたとおり、個別に納税相談を行い、その中で、法の規定に基づく分納の対応などを、これまでも行っているところであります。

9項めは、今ある減免制度などを知らせ、よき相談相手となることを心がけて取り組んでいますか、についてであります。

本町では、災害等により生活が著しく困難となった方や当該年度において所得が著しく減少し、生活が困難となった方又はこれに準ずると認められる方に対し、

国民健康保険税の減免ができる事情を条例で規定をしており、これまでも、支払が困難で納税相談に来られた方々には、個々の事情を踏まえ、相応の対応をしておりますが、今後におきましても、懇切丁寧な対応を心がけ、相談者が理解・納得して頂けるよう、引き続き対応してまいります。

## < 再 質 問 >

1つ、国民健康保険の道単位化に伴い、8月から翌年1月までの6ヶ月間に岩内町が道へ9割の納付金を納めることになっているので、12月までの7期としたとのことですが、このことは行政上の都合であり、納税の義務を負う町民にとっては、納期数の変更の周知を十分に図り、平成31年4月からとしても、納めることができるか不安に思う町民は多いのではありませんか。町民の不安を払拭するひと工夫が必要ではありませんか。

2つ目、1期目の税額については、地方税法の規定により基づいているとしていますが、現実には納めるスタートの1期目でつまづくことにならないように改めるべきではありませんか。

**【答 弁】**

**町 長：**

1 項めは、国民健康保険税の納期の改正に伴い、町民の不安を払拭するひと工夫が必要ではありませんか、についてであります。

国民健康保険税の納期については、都道府県単位化に伴い、8月から1月までの6ヶ月間に、岩内町は、北海道に納める納付金の9割を支払うこととなり、全道でも低位な収納率である状況や現在の納期数では、借入金等の利息の支払いのため被保険者の負担が増すことから、今回、国民健康保険税の納期を、10期から7期へと改正することが望ましいと判断したところであり、納税者へは、計画的な納税ができるよう、納期数の変更の周知を十分に努めて参ります。

2 項めは、1期目の税額については地方税法の規定に基づいているとしているが、現実には納めるスタートの1期目でつまづくことがないように改めるべきではないか、についてであります。

各納期の税額の算定方法は地方税法により規定されており、それに基づいて算定しなければならないことから、1期目の税額が高くなってしまふものであります。

しかしながら、この度の改正により、納期数が減ることになり、1期目に合算される端数分が、これまでより少なくなることから、この影響は緩和されるものであります。

## < 再々質問 >

1つ、国民健康保険税の納期を10期から7期とすることは、全く行政の都合を押し付けるにすぎない考えで、納税者への配慮を欠いたものです。納税、整理期間を増やしても、それで収納率を高められるか、その根拠は不十分なものではないですか。

2つ目、1期目の税額が納期数が減ることで、1期目に合算される端数分が、これまでより少なくなることになるとしていますが、どの程度緩和が予想されますか。

**【答 弁】**

**町 長：**

1 項めは、国民健康保険税の納期について10期から7期へと改正することは、滞納整理期間を増やしても、収納率を高められるのか、その根拠は不十分ではないのか、についてであります。

現在の国民健康保険税の納期は、3月末が最終納期であることから、会計年度末と重なり、滞納整理の期間が非常に少ない状況で、この度の改正により、滞納整理期間を設けることができ、納税者へ働きかけを行う機会が多く生まれることにより、収納率の向上に繋がっていくものと考えております。

2 項めは、納期数が減ることでのどの程度の緩和が予想されるのかについてであります。

個人住民税、固定資産税および都市計画税においては、納期数が10期から4期に変更となることから、最大の影響額としては、5,400円の減となります。

また、国民健康保険税については、納期数が10期から7期に変更となることから、最大の影響額としては、2,700円の減となります。

## 4 岩内港の港湾地区の分区における構築物と財産の処分について

第4回定例会に上程されている議案第9号財産の処分についての提案理由は、地域における産業の活性化を図るため、岩内港工業団地の土地の一部を処分するというものです。

岩内港の港湾地区は、1990年7月14日岩内新港開港、へるめす入港、式典は新港埠頭でおこなわれ新港の開発に伴い臨港地区の後背地を工業団地への計画を進めてきた、第3次岩内町総合計画では交通アクセスの整備は日本海・岩内ルートへの物流シフトを含め貨物量の増加が期待される。物流の増加は、これによる貨物ターミナルの建設や倉庫業など関連企業の立地を加速させ、物流拠点としての発展が期待され地域経済への効果は計り知れないと示されていた。

1999年にフェリーが休止し、臨港地区の後背地を工業団地化するとして計画が例年、臨海部土地造成事業費として4億6千万円を次年度から繰り上げ充用として町財政に影響を与えている。

こうした財政状況のもと、土地の活用は好ましい事ではあるが、臨海部の土地が物流拠点として土地造成を行った目的に合致するのか順次伺いたい。

岩内港の臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例では、港湾法第39条第1項の規定に基づき町長が商港区、漁港区、工業港区と指定とある。商港区、漁港区、工業港区の区分規定は何か。

処分する大浜476番29～30の雑種地は、商港区との建設産業委員会での答弁だが町条例第2条で定められている禁止構築物の定義は何か。

処分する大浜476番29、地目は雑種地、6,597㎡は固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業の認定発電設備で490キロワットの太陽光発電設備として2015年10月27日から明和工業岩内第一太陽光発電所として稼働している。

また、大浜476番30、地目は雑種地、9,610㎡も490キロワットの第二太陽光発電設備として2015年10月28日から固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業の認定発電設備として稼働しているがこの構築物は条例の何処に該当するのか。

この認可は町長だけの決裁で済むのか。

臨港地区内の構築物申請を行う際には、事前に港湾事務所へ相談を行い、構築物の用途が分区条例に適合することを確認する必要があると思うが申請手順で分区条例に合致したのか。

2015年11月19日、490キロワットで発電開始をした明和工業岩内第三太陽光発電所の雑種地も商港区なのか。

商港区で建設できる構築物で、町条例別表1、(4)原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場及びその附帯施設とあるが処分地には固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電所が構築されその電力は北電へ買い取られ、自社では利用しないとなれば商港区の中の構築規定外の独自の構築物になるのではないか。

分区は、港湾を安全かつ円滑に利用するために、臨港地区内を目的別に区分して指定するもので、それぞれの分区の目的にしたがって構築物の用途を規制することによって、目的の異なる建物が無秩序に混在することを防止し、港湾機能の確保を図るものとされています。

港湾法、第39条1、商港区では旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域となっているが固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電所は、旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域となるのか。

港湾法、第40条前条に掲げる分区の区域内においては、各分区の目的を著しく阻害する建築物その他の構築物であって、港湾管理者としての地方公共団体の条例で定めるものを建設してはならず、また、建築物その他の構築物を改築し、又はその用途を変更して当該条例で定める構築物としてはないとしているが現在構築されている構造物は条例に抵触するのではないのか。

港湾審議会において岩内町港湾審議会条例、第3条に基づき港湾区域や分区の指定についての変更を行う必要があるのではないのか。

こうした審議会を行ったのか。

処分地の売買単価を1㎡、6,400円としたが、臨海部土地造成をした時の最初の地価1㎡はいくらを設定していたのか。

住民の財産である造成地は一般的な地価と異なって、造成などの費用を入れての価格であり、売却までの金利が上乗せになるもので適切な価格なのか。

今回の売買単価は審議会に諮ったものか。

## 【答 弁】

### 町 長：

1 項めは、商港区、漁港区、工業港区の区分規定は何かについてであります。

港湾法第39条第1項により、商港区は、旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域、漁港区は、水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域、工業港区は、工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域と規定されているところであります。

2 項めは、町条例第2条で定められている商港区の禁止構築物の定義は何かについてであります。

岩内港の臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例第2条により、商港区の区域内に建設してはならない構築物としているのは、次の各号に掲げる建築物その他の構築物以外のものとして、1号、港湾法第2条第5項第2号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設。2号、海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、通運事業その他町長が指定する事業を行う者の事務所。3号、税関、海運局、港湾建設局、海上保安部、検疫所その他町長の指定する官公署の事務所。4号、原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場及びその附帯施設。5号、前号の工場に従事する労務者のための休泊所及び診療所、としております。

さらに、同条において、ただし、町長が公益上やむを得ないと認めて許可したものを除くとしているものであります。

3 項めの、太陽光発電設備は条例の何処に該当するのかについてと6 項めの、処分地には固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電所が構築され、その電力は北電に買い取られ、自社では利用しないとなれば商港区の中の構築規定外の独自の構築物になるのではないのかについてと、7 項めの、固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電所は、旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域となるのかについてと、8 項めの、現在構築されている構造物は条例に抵触するのではないのかについては関連がありますのであわせてお答えいたします。

町は、町政執行方針において、自然環境の保全と地域資源の有効活用の観点から再生可能エネルギーの導入について推進すべきと考えており、さらに、今回の購入申し出の際に、企業側から太陽光発電が終了した後の将来的な活用法としても、本来の管製造部門や新潟県内で現在実施している新規の開拓部門で引き続き有効な使用が考えられるとのことから、岩内港の臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例第2条ただし書き、町長が公益上やむを得ないと認めて許可したものを適用したものであります。

4 項めは、この認可は町長だけの決裁で済むのか、申請手続きで分区条例に合致したのかについてであります。

今回、構築物の建設に対して認可した土地が国有港湾施設である場合には、事前に国との協議が必要となりますが、当該土地については町有地であり、港湾管理者が岩内港の臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例に基づき、判断し、許可したものであります。

5 項めは、岩内第三太陽光発電所の雑種地も商港区なのかについてであります。

岩内第三太陽光発電所の雑種地の分区につきましても、商港区となっております。

9 項めは、港湾区域や分区の指定についての変更を行う必要があるのではない

のか、こうした審議会を行ったのかについてであります。

町では、岩内町港湾審議会条例に基づき、岩内港の開発利用及び管理について重要な事項を審議するため、岩内町港湾審議会条例第2条に基づき、岩内町港湾審議会を設置しているところであります。

また、同条例第3条の事項に基づき、臨港地区の変更とともに分区の指定についての変更が必要な場合は、都度招集し審議会を開催しており、直近の審議会の開催につきましては、平成28年8月9日に岩内港臨港地区の拡大及び分区の拡大について審議しております。

10項めは、臨海部土地造成をした時の最初の地価1㎡はいくらを設定したのか、適正な価格なのか、今回の売買単価は審議会に諮ったものかについてであります。

臨海部土地造成事業につきましては、平成元年度から造成を進め、平成3年度から分譲を開始してまいりました。

最初の分譲価格は当時の土地の評価額等を参考に1㎡当たり9,000円と設定していましたが、バブル崩壊後の不景気の影響により、地価の下落が進んだことから、実際の土地の評価額と大きな隔たりを生じました。

こうしたことから、平成22年度に不動産鑑定士による土地の鑑定評価を実施して、これ以前に進出していただいた企業に対し、状況を説明し、理解が得られたことから分譲価格の見直しを行ったものであります。

この見直しの内容としては、今後立地しようとする企業の初期投資の軽減及び早期の操業を支援するために、岩内港工業団地用地分譲要領を制定し、平成23年5月1日より分譲価格を、臨海型工業団地における、同一需給圏内の類似地域に存する取引事例比較法による鑑定評価額を参考に1㎡当たり6,400円に設定したところであります。

なお、ただ今申し上げました、今回の売買単価につきましては、岩内町港湾審議会条例第3条の事項において諮問にかけないことから、審議会に諮っていないものであります。

## < 再 質 問 >

1つ、7項、8項の質問に関連があるのでと、あわせて答弁しているが、答弁は1つずつ答えていただきたい。

なぜ、再生可能エネルギー発電所が町条例や港湾法に基づく、商港区の規程に合致するのかわかりません、もう1度説明を求めます。

2つ目、自然環境の保全と地域資源の有効活用が、なぜ港湾法の規定に入るのか。

3つ目、町長が公益上やむを得ないと認め、許可したものを除くとあるが、商港区の規定にないものでも町長が認めればなんでも許可になるのか。港湾法に基づいての町長が認めたものではないのか。

**【答 弁】**

**町 長：**

1 項めの、なぜ、再生可能エネルギー発電所が町条例や、港湾法に基づく商港区の規定に合致するのかと、2 項めの、自然環境の保全と地域資源の有効活用が、なぜ、港湾法の規定に入るのかと、3 項めの、町長が公益上やむを得ないと認め、許可したものを除くとあるが、商港区の規定にないものでも町長が認めれば何でも許可になるのか、港湾法に基づいての町長が認めたものではないのかについては関連がありますので、あわせてお答えいたします。

港湾法第39条で区域別の目的として、第40条で分区の目的を著しく阻害する構築物の建設等を禁止しています。

具体的には、商港区が、旅客又は一般の貨物と取り扱わせることを目的とする区域であることから、上屋、倉庫、旅客用施設、駐車場、海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業ならびにこれらの附帯施設等が望ましいとされています。

直接的に望ましいとされているもの以外については、港湾管理者の裁量において判断していかなければならないケースがあり得るものであります。

こうした中、このたびの申し入れ内容を見ますと、その内容は太陽光発電施設であり、町が推進すべきと考えている再生可能エネルギーの事業であり、国においても、低炭素化社会の実現のため再生可能エネルギーの導入は次世代に真に引き継ぐべき良質な社会資本とされています。

さらには、将来的な活用法としても、分区内での規制を充分理解した中での使用が見込めることから、これらを総合的に判断して、町長が公益上やむを得ないと認めて許可したものを適用したものであります。

## < 再々質問 >

岩内港湾区分について、港湾管理者の裁量において判断しなければならないケースはありえるとのことですが、報道によればソーラーパネルが稼働する35年以降は市況などを踏まえ、新規事業の展開など様々な可能性があるとしています。港湾商港区としての使い道は、条例に基づいて行うべきであり、町が推進する再生可能エネルギーでなくなることも考えられます。その時も条例を踏まえて判断するのか。岩内町のためには条例に基づいて運営すべきではないのか。

**【答 弁】**

**町 長：**

港湾商港区としての使い道は条例に基づいて使うべきであり、町が推進する再生可能エネルギーでなくなることも考えられます。その時も条例を踏まえて判断するのか、条例に基づいて運営すべきではないのかについてであります。

このたびの、財産の処分については、港湾法や条例を踏まえながら、周辺に対する影響はもとより、町の方向性に合致するかなどを総合的に判断して許可したものであり、将来的な用途においても、港湾法や条例を踏まえた使用になるものであります。